

注意事項

- ◆ メール119の通報は、衣浦東部広域連合消防局（碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市）（以下、「消防局」とする。）管内での消防車（救急車）の要請に限り利用することができます。
もし、消防局管外において消防車（救急車）が必要な場合は、近くの方に助けを求めるなど別の手段で通報してください。
- ◆ メール119のアドレスはすぐ利用できるように、必ず119番要請用端末のアドレス帳に登録して緊急時に備えてください。また、すばやく送信するために、署名（名前、住所、年齢、性別の登録）の設定をしてください。
- ◆ 消防局がメール119を受信した後に、「消防車（救急車）が向かいました。」などを必ず返信しますので、返信メールが届くようにしておいてください。（迷惑メールの設定を強化すると、こちらからの返信メールが届かないことがありますので注意してください。）また、通報者の居る場所が特定できない場合も、こちらからメールを送信します。こちらからの返信メールがない場合は、消防車（救急車）が出動していない可能性がありますので、近くの方に助けを求めるなど別の手段で通報してください。
- ◆ メール119の送受信に係る通信使用料は、利用者で負担してください。通常のメール使用料金となります。
- ◆ 消防局管内には、同じ町名があるので、住所を入力する際は必ず市名から入力してください。
- ◆ 通報に用いる言語は日本語とし、絵文字などは使用しないでください。
また、消防局の迷惑メール対策のため、メール本文にURL（インターネットへのリンク先）が記載されたメールの受信を拒否する設定をしていますので絶対に使用しないでください。
- ◆ メール119での通報は、登録されたアドレス以外からの通報は受信できません。登録後にメールアドレスや届出内容に変更があった場合には、メール119届出書を消防局 通信指令課まで早急に提出してください。
- ◆ メール119の登録の抹消については、メール119用アドレスにその旨を記載して送信してください。
受信後、速やかに抹消します。
- ◆ メール119用アドレスは、通報及び登録内容の抹消専用ですので、問い合わせ、相談は消防局 通信指令課に連絡してください。また、メール119用アドレスは、絶対に外部へ漏らさないよう注意してください。
- ◆ 明らかにいざずらメールと解されるメールを受信した場合などは、登録情報を削除し、以後の受信を拒否することがあります。
- ◆ メール119についてお困りの点などありましたら、消防局 通信指令課まで連絡してください。

連絡先 衣浦東部広域連合消防局 通信指令課

電話番号 0566-63-0138（ダイヤルイン）

Eメール tsuushin@union.kinutoh.lg.jp（このメールアドレスはメール119アドレスではありません。）

FAX 0566-63-5731